

# あきた自動車産業振興協議会規約

(名称)

第1条 本会は、あきた自動車産業振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の自動車関連企業、大学、金融機関、支援機関等が連携・協働し、自動車関連産業にかかる交流の場を創出し、活発な情報交換のもと、生産技術の向上や受発注の拡大、人材育成等を支援することにより、本県における自動車関連産業の振興を図り、活力ある秋田を創造していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県における自動車関連産業の振興に資する事業
- (2) 広域連携による東北地域における自動車関連産業の振興に資する事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の構成は、次の企業及び各種団体（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 自動車関連企業やこれから自動車関連産業に参入しようとする企業
- (2) 第2条の目的に賛同する法人、業界団体、行政機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、入会申込書（別記様式第1号）を代表幹事に提出しなければならない。

- 2 会員は、退会をしようとするときは、退会届（別記様式第2号）を代表幹事に提出しなければならない。

(総会)

第6条 総会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

- 2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議・決定する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 代表幹事 1名

(2) 幹事 若干名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 代表幹事は、本会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

(幹事会)

第9条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事、幹事で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

4 幹事会は、協議会の運営及び事業の執行、その他代表幹事が必要と認める事項について審議、処理する。

(顧問等)

第10条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びオブザーバー等を置くことができる。

2 顧問及びオブザーバーは、代表幹事が委嘱する。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、秋田県地域産業振興課に事務局をおく。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は代表幹事が別に定める。

附則

この規約は、平成18年11月1日から施行する。

この規約は、平成22年5月27日から施行する。

この規約は、平成25年5月27日から施行する。